

第3回 松阪市環境審議会 議事録

日時：平成18年8月4日（金）13時30分～15時45分

場所：松阪市役所5階特別会議室

出席者：18名

審議会委員 13名

大谷幾津子、大西憲一、大橋純郎、岡本宗澤、門暉代司、竹内昭剛、富田靖男、中野義則、西川博明、前田多香子、牧戸継右、山本清巳、吉田弘一

事務局 5名

樋口環境部長、前川環境課長、三田環境推進担当主幹、谷岡環境推進担当主査、若山環境推進係主任

〈議事〉

内容

- ・樋口環境部長あいさつ
- ・事務局より報告

- (1) 環境基本計画書の完成予定時期を、平成18年9月末から平成19年3月末へ軌道修正。
- (2) 計画書策定において学識経験・有識者の指導助言を得るために、今年4月から三重中京大学地域社会研究所に指導助言の委託を行った。
- (3) 4地域振興局管内の自然動植物調査を実施、今年度末に調査完了予定。

1. 環境基本計画の役割について

<事務局>

今回このように議論の期間が伸びた原因は、「環境基本計画」のあり方から議論を始めたところ、非常に議論が長引いたため、原点に立ち返って全体計画から考えていくことになったことがあげられます。

資料の「計画(案)」3ページに、「基本計画」とその他の計画の位置付けが載っています。平成17年1月に制定された「松阪市環境基本条例」を参考・基本にして、「基本計画」を策定していく必要があります。そして、今年度策定された「新松阪市総合計画」の基本構想にも合致しなければならないということ。また、この「基本計画」の下に「景観マスタープラン」や「廃棄物処理計画」というような、具体的な個別の計画が位置しています。これらのことから、この「基本計画」は、上の計画にも配慮しながら下の計画にも方向性を与えるという、非常に難しい立場の計画になります。策定委員会では、どのような全体像を描けばこの計画が生きるのかを議論してきました。

「環境基本計画」を策定するにあたって、まず最初に注意すべき点は、環境政策における需要と供給という問題だと思えます。需要とは市民ニーズ、供給というのは行政サービ

ス、この行政サービスと市民ニーズとのバランスということを考える必要があるのではないかと思います。行政サービスを提供するためには、そのサービスに係る財源であるとか、サービスを担う職員の配置が非常に重要だと思います。本来この政策資源である財源、人員というのが縮小傾向にあるということを考えるのならば、今までの形態で行政サービスを提供し続けるというのは非常に難しい状況なのではないか、というのが行政サービスにおける問題点だと思います。それに対して市民ニーズを考えてみると、合併によって市域が非常に拡大し本市の全体の7割が森林となり、この森林をどのように保全していくか、個人の所有だけでは非常に難しい状況であります。それに加えて、歴史遺産や景観遺産である所も、個人の所有で守っていくことにも限界がある。このような公共財源的な環境資源というのは、合併を機にますます拡大していくということで、環境に対する市民ニーズは拡大の方向に向かっているのではないか。このように行政サービスと市民ニーズが非常に乖離している、供給と需要が一致していない状況が、この基本計画の背景にあるのではないかと思います。

このような需要と供給の乖離をどのように埋めていくかという問題ですが、近年、環境保全に対する考え方が変わってきていて、それが排出者責任、拡大生産者責任、企業の社会的責任という考え方。この考え方に加えてパートナーシップ、協働原則という考え方も非常に広まりつつあります。この市民83%というのは、去年行った環境に関するアンケート調査の中で、環境保全を実際に行う主体はどこかという質問に対し、行政と市民、事業者の三者でそれぞれ協働してやっていく、と答えた市民の割合です。中学生においては81.4%、その中の37.3%は市民中心と答えています。このような考え方を背景に踏まえて、先程の需要と供給の乖離はパートナーシップで乗り切っていくかなくてはいけないのではないかと思います。その辺りを全体的に考えていく必要があるのではないかと思います。

2. 松阪市環境基本計画（案）第1章～3章の審議

<事務局>

「計画における基本的事項（1）」の（1）計画の位置付けですが、先程ご説明しましたとおりです。続いて計画の期間ですが、松阪市総合計画との連携を重視して、平成27年度を最終的な目標とし、今年度中に策定予定なので、初年度は平成19年度にしたいと思います。

「対象とする環境の範囲」ですが、以下の5つの範囲に絞って設定しています。

1 つめとしては「自然環境」、これは水循環として森林・川・海を一つのセットとして捉える。あとは身近な動植物の項目、これらが主な項目としてあります。

次は「生活環境」、これは典型7公害である大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、これらを対象にしています。それと近年問題になっている都市生活型公害、これは近隣騒音や野焼き、ペットの糞など要素を含んでいます。

3 つめとして「快適環境」、これは歴史文化遺産の発掘、保存と活用、景観に配慮したまちづくりの推進、公共空間におけるバリアフリー、といったものを対象にしています。

次に「地球環境」、これは省エネルギー・新エネルギー、ごみ・リサイクル、そして地球

温暖化という項目を設定しています。

最後に「環境教育・環境学習と仕組みづくり」、これは環境学習及び環境教育の充実、協働や連携のための仕組みづくりといった要素を考えています。

以上の5点を環境の範囲として捉えて、以後の展開に持っていくこととなります。

それぞれの現況と課題ですが、「自然環境」の〈森林〉につきましては、森林の持つ水源のかん養機能及び水質の浄化作用が低下している現況に対して、

- ・「環境」と「生産」の両面から森林保護の対策を講じる必要がある。
- ・針葉樹に広葉樹を交えた「針広混交林」を広げていく必要がある。
- ・「山は、市民みんなが共有する貴重な財産である」との認識のもと、市民自身も積極的に森林保全に関わることが期待される。

以上の3点を〈森林〉の課題としています。

〈川・海〉につきましては、多くの市民が、川や海の豊かな自然を「未来に残すべき特色ある松阪市の環境資源」として捉えており、また、望むべき環境施策として「河川・水辺の保全」をあげています。これらの現況に対して、

- ・自然環境や生態系に配慮するとともに、審美的機能（人の心を癒し、身近にふれあう場の存在）も重視した河川や海岸の整備を進める必要がある。
- ・河川や海岸における清掃活動など、身近な水環境を守ろうとする取組みを進める必要がある。

以上の2点を〈川・海〉に対する課題としています。

「生活環境」の典型7公害の〈大気汚染〉につきましては、松阪市や三重県の調査結果から良好な状態であるといえます。しかし、近年、公共交通機関である路線バスの利用者の減少とともに、自家用車の登録台数が増加していることから、排気ガスによる大気汚染など自家用車による環境負荷が懸念されています。これらの現況に対して、

- ・環境にやさしい公共交通機関の利用を促進する。

これを〈大気汚染〉に対する課題としています。

〈水質の汚染〉につきましては、前回の審議会でご指摘があったように、大きな川よりも小さい川、市街地を流れるような身近な川のほうが汚れ具合が目立っております。これらの現況に対して、

- ・川や海の水質の汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の普及など、生活排水対策の取組みを進める必要がある。
- ・上記の対策に加え、身近な河川の水質を浄化し良好な水質を確保する必要がある。

以上の2点を〈水質の汚染〉に対する課題としています。

〈土壌の汚染、地下水の汚染〉につきましては、

- ・関係諸機関と連携して監視体制の強化を図り、土壌の汚染、地下水の汚染の防止に取り組む必要がある。

- ・汚染の発見時には、迅速に近隣住民の健康を守る取組みを進める必要がある。

以上の2点を〈土壌の汚染、地下水の汚染〉に対する課題としています。

〈騒音、振動、地盤沈下及び悪臭〉につきましては、騒音と振動に関しては、本市の調査結果からは環境に負荷を与えるような状況ではありません。しかしながら、局地的な騒

音や悪臭に対する苦情は多くあるのが現状です。これらの現況に対して、

・住宅地に隣接している事業場による騒音や悪臭に対する対策を講じる必要がある。

これを<騒音、振動、地盤沈下及び悪臭>に対する課題としています。

<都市生活型公害>につきましては、雑草の管理、野焼き、エアコンの室外機による騒音や、ペットに関する苦情などが現状としてあげられます。これらの現況に対して、

・被害者が時として、加害者になることもある都市生活型公害の特性も踏まえ、地域や関係諸機関と連携して対策を講じる必要がある。

・「近隣に迷惑をかけない」「環境に配慮した生活を心がける」という近隣公害に対する市民意識の高揚をめざした啓発活動に取り組む必要がある。

以上2点を<都市生活型公害>に対する課題としています。

「快適環境」の<歴史文化>につきましては、

・貴重な歴史文化遺産がある地域が多いことから、これらをネットワーク化して保存・活用を図る必要がある。

これを<歴史文化>に対する課題としています。

<景観>につきましては、歴史文化同様に豊かな景観資源を有することになったことから、

・市域には多くの貴重な景観資源が残っており、その景観特性に応じた保存と活用を検討する必要がある。

・平成16年に景観法が施行され、実効性あるかたちで景観づくりが可能になったことから、景観条例など良好な景観づくりに向けた制度化を検討する必要がある。

以上2点を<景観>に対する課題としています。

<公園・緑地>につきましては、市民一人当たりの公園緑地面積が県平均や都市公園法で示されているものよりも低く、街区公園は住宅団地に多く市街地に少ないという状況から、

・市街地に緑地が少ないことから、薪垣や花ポットなど個々の市民で市街地に緑を増やす取組みを進める必要がある。

・適正な公園の配置と、災害時の利用にも配慮した公園整備を進める必要がある。

以上2点を<公園・緑地>に対する課題としています。

<公共空間のバリアフリー>につきましては、松阪市交通バリアフリー基本構想に基づき、

・松阪駅、伊勢中川駅を中心とする市街地における交通バリアフリーの取組みを、計画的かつ効率的に進める必要がある。

・公共施設におけるバリアフリー化を進めるとともに、利用者の多い民間施設におけるバリアフリー化の働きかけを進める必要がある。

以上2点を<公共空間のバリアフリー>に対する課題としています。

「地球環境」の<省エネルギー・新エネルギー>につきましては、節電や節水、太陽光発電のための補助金制度、木質バイオマスなどの新エネルギーシステムの構築など、様々な取組みをしていることから、

・より多くの市民が省エネルギーの取組みを実践するように、生活様式の提案も含め啓発活

動を進める必要がある。

・地域振興、産業振興などの面からも、地域レベルにおける新エネルギーの導入を検討する必要がある。

・自動車の利用を抑制するとともに、クリーンエネルギー自動車の普及・啓発を進める必要がある。

以上3点を〈省エネルギー・新エネルギー〉に対する課題としています。

〈ごみ・リサイクル〉につきましては、資源ゴミに関しては着実に再資源化が進んでいます。しかし、燃えるゴミは横ばい状況、総ごみ量も増加傾向にあります。このような状況から、

・市内におけるごみの一括処理に向け、ごみの減量化が急務になっている。

・「燃やさない」「埋め立てない」ごみ処理のあり方を検討する必要がある。

・ポイ捨ての防止、不法投棄の防止対策を進め、まちの美化に対する市民意識の向上に努める必要がある。

・排出者責任、拡大生産者責任の考え方にに基づき、持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、市民や地域社会をはじめ事業者、行政が一体となり取り組む必要がある。

以上の4点を〈ごみ・リサイクル〉に対する課題としています。

〈地球温暖化〉につきましては、

・「地球温暖化」というグローバルな問題を、私たち一人ひとりの問題として捉え、日常における環境にやさしい行動を実践する必要がある。

・今後、取組みの強化が求められる地球温暖化対策について、行政、市民、市民団体、事業者がそれぞれの立場でどのように協働して取組みを強化できるのかを検討する必要がある。

以上2点を〈地球温暖化〉に対する課題としています。

「環境教育・環境学習と仕組みづくり」につきましては、環境に関するアンケート結果が示すように、環境保全意識を高める目的として重要なことに、学校教育や社会教育における環境教育の充実を全体の七割の市民があげています。また、市域においては、環境に配慮した行動を率先して実践している市民や、そのような市民がリーダー的存在となって積極的に活動している団体も多く、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業者もいる。しかしながら、行政も含めて、それぞれの主体間において、このような活動に関する情報の共有と連携を図る機会や場が整っていないのが現状です。これらのことから、

・学校とともに職場や家庭、地域における環境教育・環境学習を充実していく必要がある。
・多様な主体が参加でき、環境保全活動を協働して実践できる仕組みづくりを進める必要がある。

・市民や市民団体の自主的活動を促進するため、環境情報の収集・提供システムの構築やネットワークづくりを検討する必要がある。

以上3点を「環境教育・環境学習と仕組みづくり」の課題としています。

次に、「めざすべき環境像」ですが、『うるおいある豊かな環境』というのを一つのテーマとして、『うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか』と設定しています。うるおいある豊かな環境づくりというのが「まちのビジョン」としても重要であるということを考え、『うるおいある豊かな環境』を一つのテーマとして環境ビジョンに設定したいと

考えています。

『うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか』という環境像を設定しているにあたって、サブテーマ（副題）として～自然と人・地域の活力が好循環するまちづくりをめざして～を設けています。この環境像づくりの基本的な考え方として、『自然と人・地域の活力が好循環するまちづくり』というのをひとつのテーマとして挙げました。これは2つの要素からなっています。ひとつは「環境と地域経済の好循環」、もう一つは「環境とコミュニティの好循環」です。

地域別における基本的方向性ですが、まず、この市街地中心部の「人・くらしゾーン」では、人口や行政・経済・商業等の業務機能の集積が進んでいて、域内・域外からのアクセス性の高いこの地域においては、自動車からの排ガスによる大気汚染や、事業場からの排水や生活排水などによる水質汚濁、ゴミ問題など、人口が集中しているための日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の増大が非常に懸念されている地域だといえます。

「農・いとなみゾーン」は、田園の豊かな環境や伝統文化が息づき、農業などの生産基盤や体制の整備が進められている地域で、環境保全型農業の促進や都市と農村の交流事業を推進するなど、環境と農業振興の好循環に向けた基盤整備を進める必要があると思います。

「緑と水・やすらぎゾーン」では、飯高地区一带と嬉野地区、主に海岸線や海岸部分に隣接する地域で、生活環境の基礎である緑と水の豊かな環境を有する地域であります。

具体的な環境ビジョンとして、以下の6つのまちの姿を示しています。「人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくまち」、これは水循環に配慮したまちをめざします。

「多様な生き物が暮らす事のできる自然を守り育てるまち」、これは人と自然が共生するまちをめざします。「安全で健やかに暮らせるまち」、これは産業公害、都市型生活公害の防止と予防に努め、市民が安全で健康に暮らせるまちをめざします。「松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまち」、これは快適環境を想像するまちをめざします。

「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまち」、これは循環型地域社会の構築を通じて、地球にやさしいまちをめざします。「20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動できるまち」、これは環境教育・環境学習を充実し、環境保全活動を協働して実践できる仕組みを構築することで、全ての人が自ら進んで環境づくりに取り組むまちをめざします。

以上で説明を終わります。

《質疑応答より》

委員：松阪市総合計画の環境の部分は単独にやっているのでは？そもそも環境部として、松阪市総合計画との連携はあったのか。

事務局：連携はあります。

委員：環境条例と基本計画との整合性は示してあるが、総合計画と基本条例、基本計画の整合性を示して欲しい。

事務局：総合計画は松阪市の全ての政策を網羅しており、環境部門という分野に限られてくる。今回6つの施策をあげており、「やすらぎあるまちづくり」、「快適で機能的なまちづくり」、「健やかで生き生き暮らせるまちづくり」、「質の高い教育、文化に触れられるまちづくり」、「生きがいと活力あるまちづくり」、「共生と共存できるまちづくり」がありますが、それぞれ福祉、防災、教育、産業と分けていくと、環境というのはごみの問題やエネルギーの問題など、一番環境に関わる施策であり、分野が狭まることによって事業を新しく組みなおすことが出来ないというのが、総合計画の限界であります。全ての政策を網羅するがゆえに、施策分野がつかまってしまう。そこで、環境基本計画というのは、新たな環境の視点を入れることによって見直すという役割があります。ということで、基本的な考え方に対する連携は出来るが、具体的な施策の連携となると難しい。

委員：では、上の考え方だけでも整合性をつけて欲しい。

事務局：計画書27ページにある「環境に配慮するまち」が、総合計画の中の都市のビジョンのひとつとして述べられており、「うるおいある豊かな環境」ということで総合計画の継承を図っています。

委員：キーワードとしては入っているが、総合計画との明確な位置付けは必要ないのか。

会長：整合性がとれていれば、問題ないのでは。なにか矛盾でも？

委員：矛盾ではないが、総合計画自体が単独で行われてきた。役所の中で連携をとりながらスタートした計画ではないわけですね。

会長：連携はとれています。とれていなければ出来ない。

委員：第9条のところは違うのか。

委員：総合計画というのは、いろんな面から鑑みて総合的な計画を立てる。環境が抜けているとかではなくて、いろんな面を考えて計画しているので、環境としてはこんな形でというのを作っておけば、そこから常に総合計画との整合性を見ていく。そういう意味でいいのでは。

委員：9条と10条でいい。

会 長：あまりこだわらず、ここでは環境の問題に集中して欲しい。

委 員：注文するとすれば、こちらで作った環境の観点から常にチェックして欲しい。

委 員：市街地の関係で悪臭とあるが、例えば焼肉の匂いはおいしい臭いであるが、そうでない場合もある。この辺は少しわきまえておいて欲しい。

委 員：環境マネジメントシステムによる進行管理について、評価はどこが行うのか。

会 長：これはシステム内での評価になる。市の環境課で当然チェックする機能をもっといただかないといけない。

事務局：進行管理システムについては、次回の審議会ですべての部分を審議会の方々に担っていただくことが出来るのか、ISOは国際規格のためシステムが決まっているが、その中でもどの部分を皆様にご協力いただくか、次回報告したいと思います。

委 員：「環境教育・学習」のところ課題が3つあげてあるが、環境問題は知識・理解というよりも、いろんな仕組みの中で子どもたちも一緒に埋もれていくというのが大きいのではないかと。「地域社会と子どもの教育」という視点で一個入らないかなと思います。

会 長：具体的にそういう部分が必要ということですね。

委 員：はい。2番目の「多様な主体が…」というところに入れてあるのかな、とは思ったのですが。

会 長：地域と子どもたちの環境活動の連携が大事な環境教育。

委 員：むしろ教えるというよりも、そうやっていくことで子どもたちが環境について考えるようになる。環境学習そのものが、動きながらやっていく方が大きい。そういう意味で、2番目の「多様な…」の辺りで入っているかなと思います。

事務局：この部分をご指摘のあった内容も踏まえてもう少し検討し、表記に関して主旨がわかるようにしたいと思います。

会 長：表記の仕方を変える？

事務局：はい。

会 長：委員さんが言われたような、実際の環境活動の中で子どもたちの環境教育が自然に積み上げられていくように。あまり理論的なことよりも、川に入って生物を調べたり、植物を調べたりしながら環境教育を高めていきたい、ということですね。

委 員：それと、地域の活動と。

会 長：それと地域の活動と上手くクロスして、マッチしたかたちで。

事務局：この後展開する施策では、どういう活動をどこでやっているかということ把握して、それを情報として加工して提供できるような、ということをやっている状態です。それにも充分課題として対応できるので、考えたいと思います。

副会長：文言として気になるところがいくつかあった。4ページの「成育環境」は「生育環境」、8ページの「すぎ、ひのき、くぬぎ」は樹名なのでカタカナで、「なら」は種類なので「ナラ類」、9ページの「ヒイラギ」はあまり一般的でないで他の魚類に変えた方がいい。11ページの「ニホンカモシカ」は「カモシカ」に、「阿射加神社境内内林」は「阿射加神社境内林」に訂正すべき。また、「碧川堤のハマボウ群落」があるならば、国の天然記念物である「大石のムカデラン」も入らないと。

委 員：全ての課題が「～する必要がある。」となっており、具体的なことが何もない。市民には、環境事業といわれても何をやっているか見えない。ごみのリサイクルにしても、市民はごみを減らしたいからやっているのであって、「環境にやさしいから」とは思ってやっていない。20年・30年後を考えるより、現在のことを考えている。総合計画でごみを減らせといわれ、環境問題でごみを減らしたらこうなる、というわけでこの2つの整合性があると言われるわけです。もっと市民に見える環境政策をお願いします。武四郎記念館の生誕地を市が買うということも市民は知らない。買うことが市民にとって本当に歴史的価値があるのかわからない。今やっている事業を、市民にはっきり見せるべきである。「環境基本条例」を知っている市民は何人いるのか。市ではどう考えているのか。

委 員：計画には限界があって、こういう言葉でしか表せないところがある。こういう形にせざるを得ないというか、こういう形以上にはできないのではと思う。

副会長：いや、そんな事はない。他の市の基本条例では、ちゃんと施策の目標、方針、基本的体系、具体的内容まで述べているところもある。

委 員：今日は第3章までなので、次回から先程言われている内容が出てくると思う。

委員：今日は3章までだが、4章からはどうなっているのか。

事務局：総合計画と環境基本計画の形態図がありますが、これのポイントとなっているのがその下の事業のところ。去年までに268の事業を一覧表に出しており、そこに年度目標もつけています。今ここでやろうとしているのは、この270もの事業を詳しく見ていくのは非常に大変なので、その中から環境負荷が大きいものを選んで、次回の施策の展開の中では重視事業として、施策の内容の横にあげていく。それで、実際どのような事業が、合併によってできているのかというのを把握していただく。このような形で施策の展開を考えています。松阪市は合併したてなので、全体として事業をどのように精査していくのが今後の課題であります。いろんなところで行われている事業をどういう風にして拵げていく、あるいは一緒にしていく、事業の精査、質を上げていくというのも環境基本計画の一つの役割であります。そういう意味でも、事業を出来るだけわかりやすく、いくつかにまとめる。約300本の事業を短時間で見ていくのは難しい。出来るだけ多くの人に見てもらうには、その中でも優先順位を決めていく。そういうシステムに適しているのがISO。これは環境に影響を与える事業をピックアップして点数付けし、著しい環境側面としてあげる。それを3年スパンで数値目標を立ててまわしていく。今後ISOにのる事になれば、それぞれの事業は3年周期で数値目標を設定していくことになります。現時点では数値目標を立てることに職員が慣れていないが、今後は数値目標を設定する努力を払えるようなシステムを構築していく。このような進行管理を示すような感じで、次回はお示しできると思います。

委員：難しいだろうが、指標となる数値目標を出してもらおうと、遅れや進みが判りやすい。ただ、数値目標を設定すると怖いということもある。

委員：全体を見ても「松阪らしさ」が出てこない。市町名を変えれば、どこでも通用する内容に感じる。もう少し具体的に何かを入れるとか、地図や河川名を入れるなどすれば、もう少し松阪らしさも出るのではないか。文章だけでは独自性が少ないように思える。

会長：私も早くからその点は事務局に伝えてあります。今回はパワーポイントを使ってカラフルな画面で示して欲しい、「～山」と書いてあってもどこにあるかわからない、珍しい植物も名前だけではわからない、そういうのも写真で出してもらおう努力してもらいますので、次回の審議会に期待してください。

委員：前回からよくここまでまとめたとは思いますが、字句の訂正など細かな点は後で言うとして、気になったことがいくつかあります。12ページの「大気汚染に対する課題」では、自動車の排気ガスに対してのものです。果たして自動車だけなのか。次の「水質の汚染」のところで、中村川のデータも入れたほうがいいのか。14ページの水質、土壌、地下水のところに不法投棄に対する課題はどうなのか。後の方にも不法投棄は出てこない。下の部分に「関係諸機関と連携して監視体制の強化～」とあるが、ここに不法投棄を謳っているのかと思うが、もう少し具体的に付け加えたらどうかと思う。19、20ページに専門用語が多々あるので、わかりやすい注釈をつけたほうが良いと思う。特に公園の種類、交通バリアフリーなどなかなかわかりにくい。第3章の「めざすべき環境像」は簡潔にまとめられていると思う。ここで「松阪らしさ」はどこかというところ、28ページの真中あたり「環境をよくすることが地域の産業を発展させ、地域の産業の活性化が環境をよくする」だと思う。地域の環境と経済、環境問題は相反することが出てくるが、このあたりは「松阪らしさ」が全面に出ていると思うので、この辺を強調してもらおうとわかりやすいのでは。また、29ページの1行目「市、市民・市民団体、事業者」は、「行政、市民・市民団体、事業者」とするべき。

委員：雲出川はどうするのか。雲出川の半分は松阪市の管轄に入る。

会長：入れた方がよいのではないのでしょうか。

委員：私は入れるべきだと思う。中村川の下流が雲出川ですよ。

委員：32ページの図で、祓川はほとんど松阪市にかかっていると思うので、その部分を「緑と水・やすらぎゾーン」に入れた方がよいのではないかと。

事務局：先程、総合計画との連携の話がありましたが、このゾーン分けは総合計画のゾーニングに従って、それに環境基本計画独自の好循環のシステムを加えたものです。他の計画もこのゾーニングに従って連動していくと思うので、この基本的なエリアは尊重すべきなのか、どうなのか。

委員：環境独自で考えればよいのではないかと。

事務局：どうでしょう。

会長：川は大事な役割をしているので、総合計画と違ってよいのではないかと。

委員：祓川だけでなく榎田川も入ります。

事務局：環境と地域経済の好循環、コミュニティと環境の好循環。この考え方は、市町村レベルの基本計画ではほとんどのところは採用していない、非常に新しい考え方だと思う。この図のゾーニングが何を言いたいかというと、都市のスクロール化が問題となっており、「農・いとなみゾーン」では農業・林業を振興させることにより、都市の基盤をこれ以上広げさせない、ある程度コンパクトなまちづくりをしていくことが、今後のまちのあり方として重要なのではないか。そのためには農業・林業をしっかりやっていく、というような土地の利用的な戦略がこの中には含まれている。そういう事を考えると、事務局でも検討しますが、主な基本的方向は土地の利用のあり方に関するものです。

副会長：松阪市はコンパクトではないと思う。例えば亀山市の環境基本計画の場合ですと、もっと詳しいゾーニングで、各ゾーンの具体的な土地利用整備方針とか環境配慮事項などをもっと詳しく、もっと具体的に書いている。

会長：国土交通省で詳しい川のゾーニングをしている。雲出川にしろ、櫛田川にしろ、それぞれゾーニングをして河川管理の試みを行っているので、それを参考にするといいと思う。

委員：祓川の保全は、松阪県庁舎が中心となって環境保全事業作成委員会を立ち上げて行っている。場所は松阪市管内にあっても、管轄が国や県にあったりということで、ここに盛り込めるのか。ここに出している川は松阪市の管理の川なのか。

事務局：雲出川は一級河川なので国土交通省、阪内川、三渡川は二級河川なので県の管理になる。

会長：櫛田川でも国の管轄、市町村の管轄と範囲がある。

委員：ならば、どの管轄でも出しても問題ない。

委員：全く問題は無い。

委員：ならば、盛り込んでほしい。

委員：まず住民が動き、地域が動き、自治体が動き、県が動き、国が動く。

委員：雲出川、祓川も盛り込んでもらおうと。

委員：私もいいと思う。

委員：盛り込めるものは盛り込むべきだと思う。接している部分ではあるが、上手く活用できればいいなど。

委員：ゾーニングを変えるかどうかは総合計画との兼ね合いもあるのでわからないが、雲出川も祓川も抜けており、市民に対してなぜ抜けているのか説明できない。松阪市が直面している問題、例えば川の汚染や市に緑が少ないとか、もう少し厚く取り込んでもらおうと松阪版という伏線が出てくる。策定委員会が出てくる問題は市民の声として、もう少し具体的に肉付けしてもらおうといい。

委員：畜産バイオマスの話からいくと、松阪牛は松阪管内だけでなく雲出川から宮川、飯南、飯高も含め、畜産廃棄物はどうなっているのかという問題もある。19年度からだ、折角つくるのならその辺も大いに検討すべきところでもある。産業と新エネルギーということで。

会長：産業と振興ということで、大いに役立つ。なので、将来的に大いに取り組んで頂いていいのではないかな。

委員：エネルギーに関してですが、京都では市民を巻き込んだ形で廃油利用がかなり盛り上がっているが、松阪ではその辺の取組みはどうか。

会長：そういう面の取り組みに対して、市長や知事の意欲が弱い。今の知事を含めた皆さんの意識が非常に弱い。「まちの予算が無いのにわざわざやるべきではない、国がやるべき」という論法で、私から見れば、そういうバイオエネルギーへの挑戦は積極的に行って欲しいと思います。

委員：先進事業所では既に行っていると聞いていますが、一事業所や家庭の単位だと少量しか出ないので、そういうものを広域で集めて上手く運用・活用するというのは、社会的な意味合いもあるので市民の協力ももっと得られると思う。事業として取り上げるとしたら、一番わかりやすい。目に見えますしね。取り組みやすいのではと思う。

委員：新エネルギーは非常にエコ的なエネルギーに代わる反面、どんどん取り込まれるとすごく市民の意識が変ってくる。三重県が一番ダメなのは、二酸化炭素というよりも行き詰まった産業の中から新しいものを生み出して金儲けしようという要素があるので、なかなか市民運動に直結しない。三重県は環境先進県というが、絶対的に後進県である。

委員：市民が参加できるようなものが、目玉で一つ欲しいと思う。

委員：廃油から石鹼をつくるグループはあるが、郡部まで広がらないのは市民運動の力の無さだと思う。

会長：この3章までの部分について、ご承認いただけますか。

全委員：異議なし。

委員：この最終案は平成19年ということなので、データの数値は17年度のものまで入れて欲しい。

事務局：もう一度見直すので、その時に。

委員：出来るだけ、最新のものをいれて欲しい。

3. 次回開催について

事務局：今回は環境基本計画中間案として、全体の審議をお願いします。日程は9月の上～中旬を考えています。その後、10月2日から市民、事業者等の方々に公表し、約1ヶ月間パブリックコメントを受け付けます。その意見を基に、最終案づくりに向けて進めていきます。